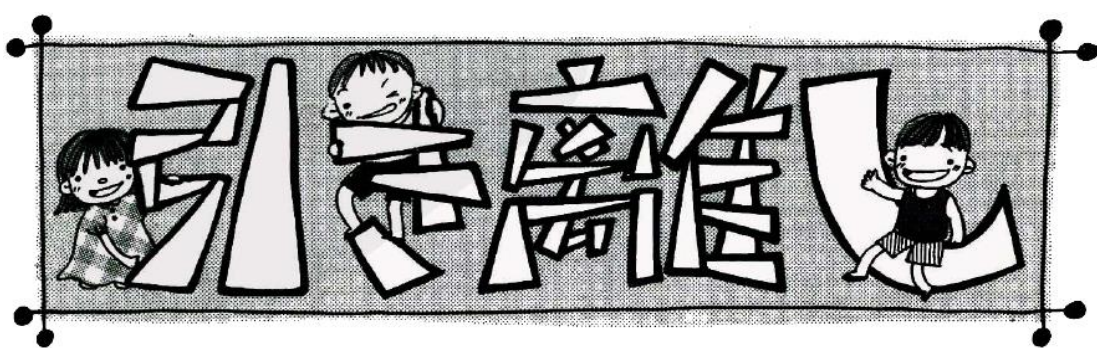




61号

2023年10月7日



巻頭言:2023年8月 法務省 要綱案たたき台を法制審部会に提示

8月30日、各紙が法務省が法制審部会に対し共同親権導入案を提示したことを大きく取り上げました。これは8月29日に開催された法制審家族法制部会第30回会議を受けての報道であり、世論も議論の行方に大きな注目をしています。

☆2023/8/30付
各紙報道
(朝日、毎日、読売、
産経、日経、東京)



各紙の報道内容に関しては以下の親子ネットHPをご参照下さい。
<https://oyakonet.org/topics/meeting-0830-2023.html>

■法制審のここまでの議論

2021年3月に始まった法制審議会家族法制部会での議論も1巡目、2巡目と合計24回の会議を重ね、2022年11月に中間試案が取りまとめられました。この中間試案に対し、2023年2月までを期限とするパブリックコメントの募集が実施され、約8,000通もの意見が寄せられました。

2023年3月からは寄せられたパブリックコメントを参考にしつつ、計6回の3巡目の調査審議を経て、本年8月、「家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台(1)」(以下「要綱案たたき台」と略す)を部会に提示した、というのがここまでの大きな流れです。

■3巡目議論から「要綱案たたき台」まで

8月に提示された「要綱案たたき台」は3巡目の調査審議を踏まえて取りまとめられたものです。3巡目議論では単独親権維持or共同親権導入や監護者を定める必要性、親権行使のルールなどの大きな方向性に関して議論がなされました。

法制審議会で示された「たたき台」のポイント



☆要綱案たたき台
のポイント
(8/30付朝日新聞
より引用)

共同親権を導入した場合の親権者の定め方は...

- 協議離婚の場合、父母間の協議で定める
- 裁判離婚の場合、裁判所が定める
- 子の利益のため、家裁は請求に基づき、親権を変更できる

父母双方が親権者となった場合の親権の行使は...

- 原則、父母が共同して親権を行使
- 子の日常的な行為については、一方の親だけで行使できる
- 一方の親が親権を行使できない時や「急迫の事情」がある時は、一方の親だけで行使できる

■今後必要なアクション

要綱案たたき台のポイントのとおり、共同親権導入の方向性は3巡目議論で多くの委員・監事が賛同した結果、要綱案たたき台に示されました。ただ、内容は「父母間の協議で定める」、「協議が整わない場合は裁判所が定める」又、父母の力関係による共同親権の強要を回避するため「審判又は調停の申立てをしていければ親権者の定めがなくとも離婚を可能にする」、「合意形成過程が適正でない場合に親権者変更手続きで是正できるようにする」ということが骨子です。

何よりも重要なのは、裁判所がどのような場合に単独親権を命じるのか、つまり裁判所が判断する要件です。現行民法下での運用のように裁判官の裁量で「不法な連れ去り後の監護の継続性」や「月1回の親子交流が子の利益に資する」などという根拠のない判断をなくしていく規律が必要です。

また、親権者の定めに関する要件に留まらず、中間試案から要綱案に至る過程で表現が変更されたもの、親子交流に関して「成立した調停又は審判の実現に関する手続き」や「養育計画」など要綱案たたき台から項目ごと落ちているものもあります。

要綱案たたき台に関して、法務省も「今後の議論次第で要綱案の記載は変わる可能性がある」(8/30日経新聞)と説明しているのとおり、現在の要綱案たたき台は最終案ではありません。親子ネットとしては、当事者の皆さまの懸念、意見をお聞きするため、定例会や10/21開催の意見交換会を通じ、提案を継続します。

親子ネットが求めるのはあくまで「親子が自然に会える社会」の実現であり、求める法改正は弊会のパブコメでも示したとおりです。

法改正に向け、いよいよ最終局面を迎えます。引き続き、みなさまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

(親子ネット代表 武田 典久)

中間試案に対する親子ネットパブコメ(2023年2月)



法制審での検討項目	親子ネットのパブコメ意見
親権	【甲①案】原則共同親権
監護権	【B①案】監護者を定めないと原則とする
離婚前親講座	【甲案】講座受講を離婚要件とする
共同養育計画	【甲②案】養育計画提出とチェックを離婚要件とする
連れ去り	監護者指定の考慮要素として、「継続性の原則」を除外すること、「奪取の違法性」、「フレンドリーベアレントルール」を採用していくべき。
DV・児童虐待の例外	(前注2)「適切に対応することができるものとする」に賛同する。ただし、警察や裁判所が関与しないDV事案に関しては、「共同親権」や「親子交流」の考慮要素として検討していくべき。
面会交流	実効性の向上、早期面会の実現案を支持。加えて、「調停又は審判により親子交流の定めがなされ、その履行が子の利益に資するにもかかわらず、同居親が正当な理由なく親子交流の実施を拒んでいる事案においては、そのような同居親の態度を親権者変更手続きにおいて考慮すべき」と主張
国際条約の順守	ハーグ条約、児童の権利条約に加え、国連他諸外国からの批判も追記

会員の皆様との意見交換、臨時総会での承認を経て、67頁に渡る意見書を提出した

p71

2023/9/18 親子ネット定例会資料より抜粋

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

親子ネット®

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 3,000円

親子ネット口座 PayPay銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリウウラジツゲンズルゼンコクネットワーク)

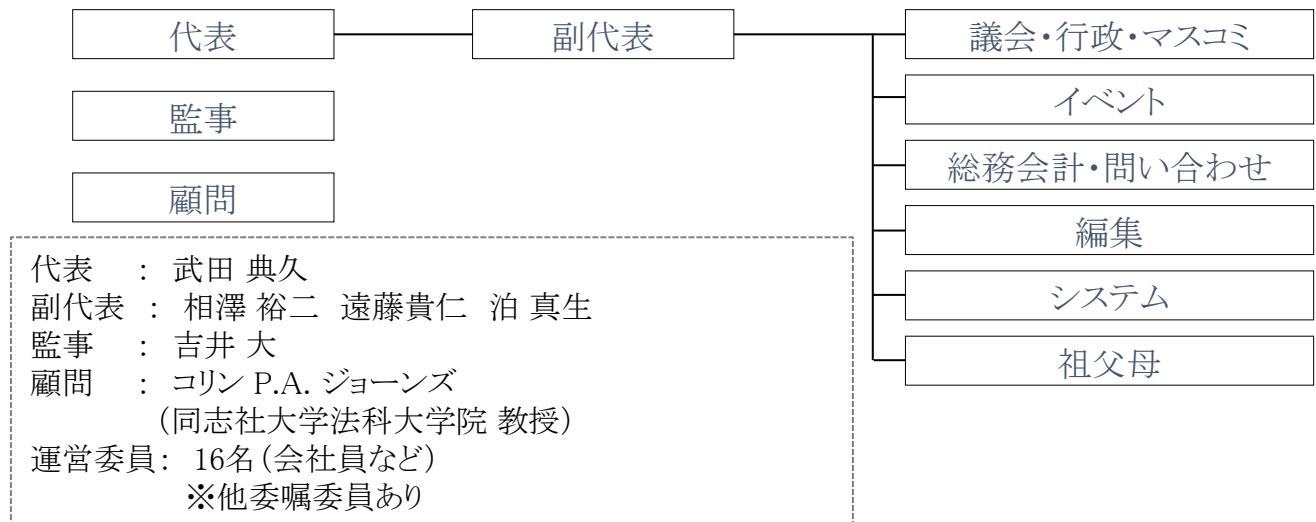
※「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です



親子ネット運営委員会 2023年度運営体制

親子ネットは、2023年6月10日に2023年度総会を開催し、代表、運営委員の選任、2023年度活動方針案、2023年度予算案について、ご出席の会員の皆様からご質問と審議に関するご発言をお受けした後、これらの決議事項について採決をいたしました。その結果、委任状によるご賛成と合わせ、賛成多数をもって、承認可決されましたことを、ご報告申し上げます。

2023年度の運営体制は下記のとおりです。



親子ネット各チーム

親子ネットは、上記2023年度運営体制のもと、以下のチームメンバーで活動して参ります。

チーム	運営委員
議会・行政・マスコミ	後藤 拓也* 相澤 裕二 Alexander Patrikalakis 泊 真生 久保 惣 多田 芳雄 前田 和弘 梶田 一善 佐々木 泰子 中村 仁子 松本 直之 小黑 菊男 野々村 守雄
イベント	市川 あさこ* 泊 真生 林 繁樹 多田 芳雄 志摩 謙信 遠藤 貴仁 佐々木 康子 小黑 菊男 後藤 拓也 野々村 守雄 若松 杏奈
総務会計・問い合わせ	林 繁樹* 相澤 裕二* 高橋 弘之 久保 惣 高橋 弘之 志摩 謙信 前田 和弘 遠藤 貴仁 梶田一善 中村 仁子
編集	Alexander Patrikalakis* 若松 杏奈
システム	泊 真生* 市川 あさこ
祖父母	野村 あつみ* 久保 惣

*各チームリーダー

親子ネット新運営委員・ご挨拶

※名前は五十音順に表記しています。個人情報保護の観点から一部仮名が含まれております。

【新運営委員:小黒 菊男】

共同親権制度への法制化まで後少しというところで、今回ご縁があつて運営委員となりました。ゼロ歳児の時に母親に連れ去られた子は間もなく4歳となり、この子にこれ以上寂しい思いをさせたくありませんし、大人になったこの子に両親のどちらとも同じ経験をさせたくもありません。目の前にある小さなことしか出来ない大変微力な身ではございますが、1年間、どうかよろしくお願い致します。

【新運営委員:梶田 一善】

親子ネットと出会って2年がたちました。このような立場になり始めて、単独親権の現状、共同親権の導入が不可欠だと言う事を知りました。子どもの未来の為に、そして別居親の未来の為に、法制化に向けて微力ながら活動できればと思い運営委員になりました。どうぞ1年間よろしくお願いします。

【新運営委員:後藤 拓也】

今期より運営委員となりました後藤です。突然の別居から約2.5年経過、完全断絶で片親阻害も進んでいます。法制化に向けて勝負の年に一翼になればと思い親子ネット運営委員になりました。少しでもこの様な悲劇の連鎖がなくなる社会になるように尽力していきたいと思ひます。

【新運営委員:佐々木 泰子】

北海道の佐々木泰子と申します。微力ながら、北海道からも法整備に向けて訴えていくとともに、約9年、様々なことと戦ってきた経験が、他の皆様の一考察にお役に立てたらという思いで、今期より、運営委員となりました。よろしくお願いいたします。

【新運営委員:中村 仁子】

新規運営委員の中村と申します。私は9歳の息子と別居後3年半経過し、再び息子と住む日が来ることを願って活動しています。私が経験した理不尽な思いを経験する方がいないよう、今できることを実践したいです。日本中の親子が自然に笑顔で会えるよう皆さんと力を合わせて行動すれば状況を変えられると信じています。よろしくお願いいたします。

【新運営委員:野々村 守雄】

これまで親子ネットの会員として集まりに参加しておりましたが、共同親権制度の法制化もいよいよ佳境ということで今年は運営委員としてお手伝いさせていただくことになりました。連れ去りのあの日からはや4年、同じ思いをする子供と親がこれ以上出ないように自分にできることをしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【新運営委員:松本 直之】

新規運営委員の神奈川在住の松本です。北海道旭川市に支援措置等取られ連れ去られて4年3か月理不尽な家裁の運用と戦いながら子供の権利を家裁で訴え続け最高裁までやりましたが結果は離婚、断絶です。子供たちがこれから親になり同じことにならないよう微力ですが陳情等出来る限りですが尽力させて頂ければと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。





親子ネット講演会 「改めて聞こう 親の離婚で苦しんだ子どもたちの声」 ～共同親権導入を見据えて～

2023年6月10日(土)、IKE・Biz多目的ホールにて親子ネット主催の講演会が開催されました。当日は約150名の方にご来場いただき、盛会にて終了しました。

講演に先立ち、超党派議連会長の柴山昌彦衆議院議員と同事務局次長の梅村みずほ参議院議員がご登壇、法改正に関して会場の皆さまと意見交換を行いました。

【柴山先生ご挨拶】

いつも共同親権、そして今、話がいったように原則共同親権の法制化に向けて後押しをいただいていること、心から感謝を申し上げます。今日は梅村先生、それから、ZOOMでは三谷先生もご出席だと聞いておりますけれども、我々、共同養育支援議員連盟の議員達でこの今日の有意義な勉強会の参加をさせていただきましたが、法制審議会は、本当に色々なタイプの有識者がいる中において多様な議論がおこなわれておりますが、本当に望ましい方向に向けて一步一步、議論が進んでいる状況が見て取れます。

まず単独親権の維持、この乙案がどうやら消えるというか、そうではない方向に向かっていく。そして監護者を指定しない、要は裏を返して言うと、共同の監護をするというオプションを進めていくという方向に移りつつある。そして報道によりますと、親の双方が合意したときのみ共同親権、いわゆる選択式共同親権とは別に、片方の親がそれを良しとしない場合でも、場合によっては共同親権を裁判所が判断することができる、というオプションが示された、ということであります。

本当に一步一步という感じではありますけれども、こうした議論を通じて私たちの望む方向に法改正が進んでいくこと、梅村先生や仲間の議員たちと共にしっかり後押しをしていきたいと思っております。

【梅村先生ご挨拶】

参議院議員の梅村みずほでございます。柴山先生、本当に会長として議連で毎回毎回、役所に厳しい質問や要求をしてくださって、先陣を切ってこの問題を前に進めて下さっている尊敬する会長でいらっしゃいます。

先ほどご紹介もありましたように、この親子ネットさんは2008年に立ち上がり、国会にて議連が設立されたのが2014年。私が当選したのは2019年、その翌年頃からこの問題の重要性というものを認識した経緯がございます。ですので、私が議員バッジをつけるうんと前から、柴山先生や三谷先生、牧原先生、そして前会長の馳浩先生等々、様々な国会議員の方々が、この問題の重要性と、言ってみれば抱える闇のような部分、そういったものを訴えてきてくださったと。そしてようやくここまで来て、今、6月21日で今国会も終わろうとしている中、なんとか今国会で法案を提出して欲しいと私は参議院の法務委員会ですべて訴えてまいりました。

いち母親としていつも土日は子どものため空け、ZOOM参加とさせていただくところ、今日はなぜリアル参加かというと、法務委員会を更迭になった、これはほんとに皆さまに申し訳ないと思っているんです。今国会で最後の一日まで法務大臣に「いや今国会なんだ」と、「みんな命ギリギリのところ頑張っているんだ」と訴えていかねばならないと。そして柴山先生はじめとした自民党の先生方こそ、中でものすごい戦いをしてくださっている。そして武田さん、法制審議会ですべてアウェイの中で頑張ってくださっているか。

皆さんの中でも色々な、もっと言ってくれって思いもあると思うんですけど、皆が求めるゴールは同じだということ、今日認識させていただき、何のためにやっているのか、親である皆さんのためもそうですが、なにより子どものためというところを皆さまと一緒にリマインドできたらと思っております。

引き続き頑張ってください。宜しくお願い致します。



ご挨拶される柴山先生



ご挨拶される梅村先生



第1部の「子ども当事者による体験報告」の内容をお伝えします。3名の当事者に登壇いただきました。

○T.Sさん「子どもは親の所有物ではない」

5歳の時、母から強制的に連れ去られ、父と会えなくなりました。幼稚園から帰宅後、訳も分からないまま東京に連れて行かれ、祖父の家で生活が始まりました。その後もいろんな所を転々として、辛かった時期だったことを思い出します。急に父と離れることに疑問に思い、母に『なんでお父さんと一緒にいられなくなったの？』と聞くと、母からは「悪いことしたから」と理由もなしに言われました。

7歳の時、父と兄と3人で面会することができました。以降、最低でも年に2回くらいの面会の約束をしましたが、何かと理由をつけられて面会できないこともありました。初めて面会した時の話です。当日は自分が久しぶりに父と会えたので、すごく楽しかったし、安心感とか嬉しいって言う気持ちが入っていました。当時は兄もすごく楽しそうにしていたのですが、残念ながら兄はだんだん会わない選択をし始めました。理由の一つとして、会いに行くのと帰った時に母から父の悪口を聞かされ、嫌だなんて言う気持ちが募って、会いたいけど素直に言えないことがあったからなと思っています。兄は2年くらいして「面会しない」と言うようになり、以降は自分が一人で父に会いに行くっていう面会の形となりました。

11歳の時、医者に連れて行ってもらえなかったり、母への不信感を感じるようになり、このまま自分はここで生きていいのかなと不安を覚え始めました。その後、自ら父の元へ戻るっていう決断をしました。当時、父は快く迎え入れてくれて、自分の中ではすごく一安心した時でした。

しかし、父の元へと戻っても、普通の生活は送れません。戻った直後は、親権が父の元にはなかったため、小学校に通えない、病院で保険が使えませんでした。また、母が連れ戻しに来たりし、無理やり母の元へ連れ戻されるのではないかと不安もありました。二ヶ月後くらいして学校に何とか通えるようになりました。ただ、住民票がないため、教材や通知表ももらえず、身体測定等も受けられませんでした。他の子と同じような生活が送らせてもらえず、学校で周りの子との対応が違うのでストレスを感じました。また、兄が連れ戻すために突然学校に押しかけて来て、すごく怖かったことを覚えています。

学校に正式に通えるようになったのが小学六年生です。住民票が父と同じところへ移って教材や通知表がもらえるようになりました。裁判があって、この年の暮れ頃によく親権が父の元に渡りました。保険にも入れたので、ようやく周りの子たちと同じような暮らしができるようになりました。

その後、2018年にはスイスのジュネーブで国連合同委員会に出席、スピーチを行ないました。19歳の時に、自分が引き離しの被害にあった原因を知っておきたいなという理由で母に会いました。2022年、法制審議会の参考人としてお話をさせていただきました。

最後に、個人的な思いなのですが、子供は親の所有物ではないので、親同士が会わせたくないとか、そういう気持ちで会えないとか、そういう辛い思いをする必要はなかったのではないかなと思っています。もう一つですが、子供の意思を尊重して欲しいなと思いました。会いたいと思った時に父に会えていれば、もしかしたら自分は母の元に住んでいたかもしれないし、悪口を聞かされるとかもなかったのかなと思っています。この2点が、僕が経験の中で思ったことかなと思っています。

○H.Kさん「義父からの虐待」

僕が小学校一年生の時に両親が離婚し、母親について行く形で父と別れました。離婚後しばらくは、父とも頻繁に会っていましたが、それから二年後、僕が小学校三年生の時に母親が彼氏を作り、父と会うことが少なくなっていきました。母親はその後、その彼氏と再婚し、その再婚相手からの「元旦那に会わせるな。」という発言により、僕は父に会うことが全くできなくなりました。ですが、母親からは「いつでも父に会っていい。困ったことがあれば連絡しなさい。」と連絡先を教えてもらっていました。

その後、再婚相手との間に子どもが生まれました。でも、僕ら兄妹は再婚相手から嫌われるようになり、次第に殴る蹴るの暴行を加えられるようになり、それを耐える日々が続きました。それでも、再婚した母親に迷惑をかけるかもしれない、再婚相手にまた殴られるかもしれないと思い、父には連絡できませんでした。僕は妹が殴られるのが我慢できず、僕が殴られることが増え、ある日、僕が高校に上がる頃に門限を少し超えたことにより、再婚相手の父親が逆上し、金属バットで殴られ、頭から血を流すまでの虐待を受けました。その時に初めて、自分から父に泣きながら『このままじゃ殺されるから、助けてくれ。』と電話をかけました。父は自分の仕事があるのを顧みずにすぐに来てくれました。父と再婚相手の間に何があったか分かりませんが、それから虐待は無くなりました。その後、母親は再婚相手と離婚しました。離婚後、母親は養育費をもらっていませんが、私たちにとってひどい人でも、実の子どもにとってはたった一人の父親だからと、子どもたちを再婚相手に自由に会わせています。

僕は母親の再婚相手から虐待を受けた被害者の一人として、虐待を受ける子どもたちが一人でも少なくなればいいと思います。僕は母親から実の父親の連絡先を教えてもらっていたおかげで、助けてもらいましたが、助けを求められない、声を上げることもできない子どもたちはどうすることもできません。実の父親と子どもが自由に会えるような状態なら抑止力となり、僕のような離婚を経験した子どもへの虐待は激減すると思います。



講演されるH.K.さん

講演されるT.S.さん





○竹村ゆういさん

「子どもから親を奪わないでください」

目黒区議会議員の竹村と申します。議員ではございますが、私も離婚家庭の子ども当事者として、本日は母親との「空白の20年」を超えて今伝えたいことといったテーマで皆様にお伝えさせていただきます。

◆ 両親の離婚

当時の竹村家ですが、父・母・私(長男)・妹(長女)の4人家族でございます。私は11歳、妹は8歳の時に両親が離婚しております。そして、母親が家を出て行くことになりました。

実は離婚をする一年程前から母親が別居させられるといったことがあり、一年間離婚する前に離れている期間がありました。その間、父親はほぼ毎日、母親を非難する言葉を私と妹に聞かせる、そんな毎日が繰り返されました。

そして、私たち兄弟の言葉が離婚の決定打にさせられてしまいました。別居から一年経った時、一年ぶりに家族4人で会う事になるのですが、会う日の前に父親との事前の打ち合わせがありました。「お父さんとお母さん、どっちと暮らしたい？」って母親の前で聞くから、「お父さんと暮らしたい」と言いなさい。」お父さんとお母さんとどっちとも暮らしたいですから選べないです。でも、選ばざるを得なくて、お父さんと暮らしたいと言う約束をして、当日を迎えます。父親から同じ質問がされました。「お父さんとお母さん、どっちと暮らしたいの？」。私と妹は「お父さんと暮らしたい」と言われました。息子と娘からその言葉を聞かされて、泣き崩れる母親の姿がありました。その後、母親は離婚届にサインすることも受け入れておりましたが、私と妹は、「お父さんと暮らしたい」と言った言葉が離婚を決定付けてしまった、母親をそのようにさせてしまったという罪悪感をすごく感じて、今20数年経っていますが、今もこの罪悪感は消えておりません。

◆ 空白の20年

母親がどこに居るのか、母親が生きているのかどうかさえ分からない、そんな20年間を過ごして行くことになります。

父親による遮断が始まっていきます。母親からの電話を当然取り次いでくれず、母親と会話ができません。プレゼントもクリスマスや誕生日と送ってくれます。ですが、直接受け取らせてくれません。連絡先もわかりません。当時、携帯電話も一般的ではありませんでしたので、手紙で連絡先を送って来ていたのですが、父親に隠されてしまい、私たち子どもから母親に連絡することすらできませんでした。そして、これが最大の遮断かもしれませんが、祖母にも「子どもたちは竹村家のものだから、離婚したら竹村の人間ではないし、もう母親でもない。」と遮断されました。この言葉は母親にと子どもの私と妹にもぶつけられてとても傷つき、そしてこの言葉が重くのしかかり、もう母親は家族じゃないんだと思い込んでしまう大きな一因となりました。

劇的な環境の変化がいくつかあります。離婚してから2年も経たないうちに新しい女性が現れ、何の説明もなく家に泊まるようになり、そのまま同居するといったことになっていました。そして、その女性には連れ子(娘)がおり、同居が始まってしばらくして、私たちにいつの間にかその娘との同居も始まりました。当然、居心地が悪い家になっていきます。家の中で居場所がないと感じる日々でした。また、母親への追い打ちがあります。当然、これだけ時間が流れても、母親はどうにか会いたい、声を聞きたいという気持ちで電話をかけてきました。新しい女性が来る前は父親が電話を出ていましたが、母親からの電話に新しい女性を出させて、子どもたちの前で「私が新しい母親ですから、もう電話してこないでくださ

い。」と言わせる。電話口で母親が激昂しているのが聞こえてくるのですが、自分の周りの大人からこう言った言葉を投げつけられて、そういうシーンを見せつけられて、どれだけ母親もその当時の私と妹も傷ついたのか、別居親の皆さんには想像いただけると思います。

家族だけではなく、家族関係の変化もあり、周りからの心無い声が飛んできます。「家あの子と遊ぶのはやめなさい」、「お母さんがいなくなってあの兄妹ダメね。」と保護者が言っているのが聞こえたり、同級生には「なんでお母さん違うの？」と素朴な疑問なのか、保護者の方に言わされているのかわかりませんが、そういった言葉も飛んできてとても傷つきました。

私たち兄妹が負ったダメージ、いくつかもとめました。離婚により母親の存在はなくなってしまったと考えました。離婚してから早い段階で新しい女性が現れたことに対する父親による説明が一切なかったことで、父親への不信感が日に日に大きくなっていきました。同時に他の大人への不信感も強くなり、私は小学校中学校の当時、教師に反発するようなことも多かった時期もありました。親族の言葉を真に受けて、もう母親ではなくなったんだ、家族ではないんだと思い込んでしまうこともありました。

妹は「自分は母親に捨てられた」と強く考えていました。母親への非難の言葉、毎日浴びせかけられます。当然、両親は子どもにとって唯一無二の存在です。半分はお父さん、半分はお母さんの血が流れているわけですから、その片方の親を毎日批判されることで、そのダメな親の子どもなんだと考えてしまって、自己否定をするようになりました。

そして、時間が経過するほど、母親に捨てられたという思いが強くなります。そして、母親に会いたいという当たり前の気持ちを言えない、言ったら怒られる、父親の機嫌が悪くなってまた自分も嫌な思いをする。そういったことから、気持ちを押しさへ込まれ会いたいという気持ちだけではなく、様々な場面で自分の本心が言えなくなるといった弊害がありました。20年という月日、こんなことをしながらあつという間に流れていきまして、いつからか母親の存在が無い生活が当たり前になってきました。



講演される竹村ゆういさん



◆ 母親との再会

きっかけの1つ目は、親子ネットの武田さんとの出会いです。2つ目は、私が既に31歳になっており、結婚を目前に控えて、これまで小学校の卒業式、その後の中学校の入学式、卒業式、大学に行った時、成人式も含めて、自分の晴れ姿を母親に何一つに見せてあげられなかった。せめて結婚式ぐらいは見せてあげたいという思いから、母親を探したいと思いました。そして何より妹の悪循環の根っこを取り除くために母親を見つけない、母親に会いたかったです。

親子ネットの皆さんの思いを通じて、私はその当時の母親の気持ちを改めて考えるようになりました。みなさんと同じように、自分の母親も子供に会いたいと、今もそう思っているに違いないと気付かせてもらい、母親を探し始めることになります。

戸籍から追っていくと母親に辿り着き、21年振りに母親と再会します。小さい頃にもよく買い物に行っていた武蔵小山駅で待ち合わせをしたのですが、電話も何もしてないので、背格好も分からないですし、声変わりもしているのでも分からないので、待ち合わせ場所に行く100m前で妹と「お母さんって私たちのこと会ったらわかるのかな？」なんて会話をしていたのですが、母親が50mぐらい先から気付いてパッと手を上げてここだよって合図をくれました。21年振りでも、声も背格好も知らないはずなのに気づいてくれるんだと、今までの20年間、母親という存在がなかったのですが、失われた母親という存在が一瞬で蘇ってくるような感覚がありました。そして母親も同じ思いだと思うのですが、本当に会えてよかった、生きていてくれて良かったと私も心の底から思いました。そして、母親が一番心配だったのは妹だったと思うんです。もう駆け寄り、妹を抱きしめて、母親はごめんねって言いながら、2人でずっと泣いていました。私はこの瞬間の母親と妹の涙を生涯忘れることはないと思っています。

そして、翌年結婚式を迎え、20年ぶりに父親と母親も揃って4人で家族写真を撮る事ができました。実はですね、結婚式に母親を呼ぶのは、父親は快諾してくれたのですが、この結婚式当日に22年振りにいきなり父親と母親が会っています。私は逆に結婚式というこのめでたい席だからこそこれができたのかなと思っていて、ちょっと強引にですけど、このように結婚式を迎えさせていただく段取りを取りました。私が結婚式でなぜこういったことをやったのかといいますと、当然、私に強い言葉をぶつけてきた親族もいたわけですが、家族の誰かが悪いのではなくて、日本のこの法制度が社会がこういった悲しみを呼んでしまっているんだと、誰も悪くないんだと言うことを伝えたくて、このような結婚式にさせていただきました。

◆ 空白の20年を超えて

空白の20年を超えて、母親に会えてよかったハッピーエンドではありません。母親との再会を果たしてから問題が続いて行きました。妹は母親と連絡を取らなくなり、日々苦悩する母親の姿が今もあります。離れていた時間が長すぎたからこそ弊害があります。失われた時間を急いで取り戻して行きたいと一生懸命関わりを持とうとする母親と、その突然の環境変化に追いついていけない子どもという、親子関係の再構築の難しさがありました。せっかく再会できた親への拒絶にまで至ってしまいました。さまざまな要因があると思いますが、過去にこの離婚・別居という傷を負った大き

な変化を経験しているからこそ、心の中で自分の身を守るためにも防衛反応として、大きな変化を避けたい、拒みたいといったところが、妹のそういった行動に表れているのかなと思っています。

親が子どもに絶対にしてはいけないことは、私の方からいくつかお伝えさせていただきます。離婚・別居の責任を子供には絶対に背負わせてはいけません。私は離婚の決定打を私の子どもの言葉として伝えてしまったことが、本当に心の傷になって残っていました。それは絶対にしてはいけないと思っています。そして、子どもの前で片方の親の批判、非難、そういったことをしないでいただきたいと思っています。さらに、子供の気持ち、本心を抑制することはしないでいただきたいと思っています。本心と違うことを言ってしまう。子どもが置かれた立場によって言える状況、言えない状況、言わされた状況があります。すべて子どもが自分の身を守るための結果ですので、その時の子どもの言葉をしっかりと汲み取ってあげることが必要だと思いますし、是非これからそういった社会になるようにして行きたいなと思うところです。

そもそも、こういったことが起きてしまうのは、子どもが親を奪われてしまうからだと思います。だからこそ、『子どもから親を奪わないでください』というのが、私からの最大のメッセージでございます。子どもから親を奪うことが悪影響というのは、数年の月日が経ってから出てくることも多くあり、それが最大の問題だと思っています。

離婚は夫婦の問題だけでなく、親子の問題でもあるという視点を持つということが大事です。そして夫婦の別れが親子の別れにならない日本にしていかなければいけないと思っています。皆様とともに新しい日本を作っていければと思っていますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



写真提供： 竹村ゆういさん

◆ 告知

★☆☆ 親子ネット意見交換会

「【法務省】要綱案たたき台に対する要望を伝えよう！～いま私たちは何をすべきか考える～」

〈日時〉2023年10月21日(土)

13:00-17:00(予定)

〈場所〉豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビルあうるすぽっと 3F 会議室B

〈アクセス〉JR池袋駅東口徒歩10分

東京メトロ有楽町駅直結

〈参加費〉会場1,500円 zoom1,000円

〈注意〉事前申込制です。最新情報はホームページを確認ください。

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)

〈問合せ〉Mail: kodomokenri@gmail.com

電話: 050-3468-3743

■親子ネット新潟

〈個別相談等〉随時受け付けております。

〈定例会〉定期的に開催中(アメブロとTwitterにて記載中)

<https://ameblo.jp/oyakonetn/>

〈問合せ〉oyakonet_niigata@yahoo.co.jp

■当事者女性の親睦会

隔月の土曜日に開催しています。

〈日時〉未定

〈場所〉未定

※参加は女性のみとなります。

〈参加費〉会場代を頭割りで負担します。

出入り自由です。オンラインでも参加できます。皆さんが悩んでいることや同じ境遇の母たちに聞きたいことなど、係争中のこと、子どもたちのこと、自分自身のことなどなど、皆さんが話せる場所として来て頂ければと思います。開催日と場所は近くなりましたら個別にご案内いたします。

〈問合せ〉担当: 薄井 tel: 09024176152

mail: erina0516vn@gmail.com

■くにたち子どもとの交流を求める親の会 定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日19:30～

〈場所〉国立市東4-19-15 椿荘102スペースF

〈アクセス〉「JR国立駅」南口より「矢川駅」

行きバス、「国立高校前」下車徒歩5分

〈問合せ〉090-4964-1080(担当植野)

※詳細は、Facebookページをご覧ください。

(<https://b-m.facebook.com/kunitachivisitation>)

■子どもに会いたい親のサポート交流会(親サポの会)

〈自助活動〉奇数月第4火曜日19:00～21:00

〈場所〉東京都新宿区西新宿7-7-23

トミービル11階

予約は不要です。直接お越しください。

〈参加費〉1,000円

※詳細は、親サポの会ホームページ

(<https://kyoudouyouiku.jimdo.com/>)に掲載されるご案内をご覧ください。

■一般社団法人りむすび

〈個別相談・面会交流サポート〉共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。

〈講演・講師〉行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。

〈りむすびコミュニティ〉別居離婚パパママ

の相互理解を深めるコミュニティです。

〈共同養育各種講座〉1名より随時開催し

ます(zoom可)

〈問い合わせ〉rimusubi@gmail.com

※詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.rimusubi.com>

◆ 報道

■2023年8月30日 Bloomberg

世界の常識は「共同親権」、日本に根強い反対の声 たたき台を初提示

■2023年8月30日 各社一斉報道！

朝日新聞「検討中の「共同親権」要綱案

へたたき台 家庭内暴力や虐待を考慮」

毎日新聞「離婚後共同親権、意見対立時

は裁判所が裁定 判断枠組み示す 法制

審」

読売新聞「「共同親権」の導入で法制審部

会が合意…離婚の協議で父母双方が同意

なら」

産経新聞「「共同親権」導入案 法制審部

会、事務局がたたき台」

日本経済新聞「法務省が共同親権導入案

離婚後、父母双方または一方に」

時事通信「共同親権、選択可能に＝法務

省が民法改正案「たたき台」

NHK「法制審議会“離婚後の共同親権も

可能”要綱案のたたき台示す」

その他多数

■2023年8月22日 石川テレビ

約6割が親子の面会取り決めず…『離婚後の

子供の養育』に関する個別相談支援 石川県

が無料実施へ

■2023年8月17日 ABEMA TIMES

離婚後の親権のあり方は 橋下徹氏「共同親

権を原則にして、単独親権を例外に」山口

真由氏「もう少し離婚しやすくしたほうがいい」

■2023年8月12日 Yahoo!ニュース

「子どもの視点に立った調停をしてほしい」長期化する離婚・面会調停、当事者が家庭裁判所に望むこと

■2023年8月9日 SAKISIRU

日本の親権制度見直しへ、オーストラリアが与野党一致で対日攻勢強める 外相が梅村参院議員と会談も

■2023年6月7日 東京新聞

父母の合意なしで共同親権の適用も？裁判所が判断との新制度案、法務省が初めて提示

■2023年5月26日 時事通信

「原則共同親権」を提言 超党派議連

■2023年5月12日 読売新聞

離婚後の親権 子供への責任を果たす制度に

■2023年5月11日 SAKISIRU

共同親権問題“裏バトル”、国の養育費受け取り「28→40%」は高いか低いかわ 養育費受領率の政府目標「28%→40%」に維新・梅村氏「低すぎる」

◆ 住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。

Mail: info@oyakonet.org

◆ 編集後記

■まずは皆様の弊会活動へのご賛同・ご協力に、心より感謝を申し上げたいと思います。弊会運営は会員から選出された運営委員が主体となる、ボランティア活動により成り立っております。61号を無事に発行する事が出来ました。会報作成の為に睡眠や時間を削り尽力してくださった、会員でもあり、担当運営委員の皆様にも心より感謝を申し上げます。(T.E.)

■2023年度、親子ネットは発足してから15年目です。新しい運営委員も増え、会員とともに日々活発に動いています。最近の定例会では参加者の積極的な質問・発言が見受けられます。毎回時間が足りません…皆さまの熱意で法改正が間近であることを感じます。(S.H.)

◆ 引き離し・編集委員

■親子ネット運営委員

A.W. Y.K. T.E. S.H.

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>